

金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（平成24年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(道路等の公共の場所)

第2条 条例第2条第6号に規定する規則で定める場所は、道路、公園、広場その他の屋外の公共の用に供する場所と一体的に使用されている場所であって、不特定多数の者が自由に利用することができるもののうち、市長が別に定める場所とする。

(標識等の設置)

第3条 市長は、条例第16条第1項の規定に基づきぼい捨て等防止重点区域（以下「重点区域」という。）を指定したときは、その区域内に、当該重点区域である旨の標識又は標示を設置するものとする。

(軽微な変更)

第4条 条例第16条第5項に規定する規則で定める軽微な変更は、道路の拡幅による重点区域の拡大その他の重点区域の範囲に実質的な変更を伴わない変更とする。

(ぼい捨て等防止啓発指導員)

第5条 市長は、条例第19条第1項の規定による指導又は勧告及び同条第2項の規定による命令並びに条例第24条の規定による過料の処分に係る事務を行わせるため、ぼい捨て等防止啓発指導員（以下「啓発指導員」という。）を置く。

2 啓発指導員は、市長が任命する。

3 啓発指導員は、第1項の事務に従事する場合は、身分証明書（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第6条 条例第19条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第19条第2項の規定による命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。

(審査会の会議等)

第7条 金沢市ばい捨て等防止重点区域指定審査会（以下「審査会」という。）の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 条例第4章及び前条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（告知及び弁明の機会の付与）

第9条 条例第24条の過料の処分に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の3第1項の規定による告知及び弁明の機会の付与は告知書（様式第4号）により行うものとし、弁明は弁明書（様式第5号）により行うものとする。

（過料）

第10条 条例第24条の規定による過料の処分は、過料処分決定書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第24条の規定により処する過料の額は、1,000円とする。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
<p>上記の者は、金沢市におけるぽい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第19条第1項の規定による指導又は勧告及び同条第2項の規定による命令並びに同条例第24条の規定による過料の処分に係る事務に従事する職員であることを証明します。</p>	
年 月 日	金沢市長 印

（裏）

<p>金沢市におけるぽい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例 （抜粋）</p> <p>（この欄には、金沢市におけるぽい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第12条、第13条、第18条、第19条及び第24条の条文を記載すること。）</p>
<p>金沢市におけるぽい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例 施行規則（抜粋）</p> <p>（この欄には、金沢市におけるぽい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例施行規則第5条の条文を記載すること。）</p>

勸告書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

金沢市長



金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり勸告します。

日 時	
場 所	
勸告の理由	
勸告の内容	

命 令 書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

金沢市長



金沢市におけるぽい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第19条第1項の規定による勧告に従わなかったので、同条第2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう命令します。

日 時	
場 所	
違反の内容	
措置の内容	

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

告 知 書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

金沢市長



あなたが行った次の行為は、金沢市におけるぼい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第24条の規定による過料の処分の対象となります。

違反のあった日時	
違反のあった場所	
違反の内容	
弁明の機会の付与の方式	弁明書の提出
弁明書の提出期限	
弁明書の提出先	

過料処分決定書

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

金沢市長



金沢市におけるばい捨て等のない快適で美しいまちづくりの推進に関する条例第24条の規定により、次のとおり過料に処する。

違反のあった日時	
違反のあった場所	
違反の内容	
過料の額	1,000円

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。